

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
休むときは、
翌日)
の翌日

目 次

- ◇規 則 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則
- ◇告 示 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額
昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号等の廃止

規 則

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則をここに公布する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十一号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の減免に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)第三条の規定に基づ

き、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用料等の免除)

第二条 知事は、公衆衛生の向上及び増進を図るため次の表の上欄に掲げる事業を実施する場合においては、同表下欄に掲げる者に対して、当該事業の実施に必要な試験検査等に係る使用料等を免除する。

事 業	対 象 者
母子健康診査	母子健康診査を受ける者
歯科診療	歯科診療を受ける者
成人病検診 (胃がん集団検診を除く。)	成人病検診を受ける者
胃がん集団検診	一 市町村民税を納付することを要しない者(市町村民税を納付することを要する者の配偶者) 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第二百九十二条第一項第七号に該当する控除対象配偶者をいう。以下同じ。)及び扶養親族(同法同条同項第八号に該当する扶養親族をいう。以下同じ。)を除く。)で市町村長の証明のあるもの

二 市町村民税を納付することを要する者又はその配偶者若しくは扶養親族のうち経済的に免除すべき特段の事情があると知事が認める者で市町村長の証明のあるもの

三 胃がん制圧の施策推進のため特に免除の必要があると知事が認める者

第三条 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)の規定による生活扶助を受けている者で福祉事務所長又は民生委員の証明のあるものに対しては、使用料等を免除する。

(使用料等の減額)

第四条 知事は、公衆衛生の向上及び増進に寄与するため、市町村その他の団体が実施する健康診断に係る試験検査等であつて別表に定めるものについては、使用料等を減額し、同表に定める額を徴収する。

(天災等の場合の使用料等の減免)

第五条 前三条に定める場合を除くほか、知事は、天災その他特別の事情がある場合には、使用料等を減免することができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十四年四月一日から施行する。
(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

別表

2 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。
別表第一の一中(56)を(57)とし、(4)から(55)までを一ずつ繰り下げ、(4)の次に(4)として次のように加える。
(4) 保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号) 別表第五号から第十三号までに規定する使用料及び手数料

区 分	金 額
一 予防接種	
BCG経皮接種	一人一回につき 九十円
結核健康診断	
ツベルクリン反応検査	一人一回につき 二十五円
エックス線間接写真診断	

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第十三条の規定による定期の予防接種を受ける者

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第十四条の規定による定期の健康診断又は学校保健法(昭和三十三年法律第五十六号)第六條第二項の規定による臨時の健康診断を受ける者

告 示

鳥取県告示第百九号

保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の徴収に関する条例(昭和四十四年三月鳥取県条例第九号)第二条の規定に基づき、保健所及び衛生研究所の使用料及び手数料の額を次のように定め、昭和四十四年四月一日から施行する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 昭和三十三年厚生省告示第百七十七号(健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法)の別表第一診療報酬点数表(甲)又は別表第二歯科診療報酬点数表により算定するものは、次号から第八号までに定めるものを除くほか、その算定した額の八割の額とする。

二 尿検査

1 糖定量、蛋白定量、その他これらに類する検査 一検査につき 五十円

2 沈澱顕微鏡検査 〃 四十円

三 糞便検査

1 寄生虫卵検査(直接法) 一検査につき 二十円

2 〃 (集卵法) 〃 五十円

3 潜血反応検査 〃 四十円

四 血液検査

1 血液理化学検査 一検査につき 百二十円

(一) 血清膠質反応検査 〃 〃

(一) 三十五ミリメートル 一人一枚につき 二十六円

(二) 六十ミリメートル 〃 〃 三十二円

(三) 七十ミリメートル 〃 〃 三十八円

3 精密検査

二の2の診断を受けた者でエックス線直接写真診断、赤血球沈降速度検査その他必要な検査を受けるもの 一人一件につき 三百五十九円
ただし、エックス線直接写真診断を省略した場合には、百五十七円

三 糞便虫卵検査

1 直接法 一件二十人以上の集団検査につき 十五円

2 集卵法 〃 一人一検査につき 二十円

四 細菌培養検査

腸内細菌培養検査

一件二十人以上の集団検査を受けた者又は学校若しくは社会福祉施設の給食従事者で検査を受けるもの 一人一検査につき 七十円

結核予防法第四十条の規定による定期の健康診断、学校保健法第六條第二項の規定による臨時の健康診断又はこれらに準ずると知事が認める健康診断を受ける者

七	血液採取料	一件につき	二十円
(四)	〃	〃	二十円
(三)	沈降反応検査	〃	八十円
(二)	〃	〃	百円
(一)	補体結合反応検査(定量)	〃	百九十円
2	梅毒反応検査	〃	四十円
(二)	がん反応及びブライ反応検査	〃	四十円
(一)	ツベルクリン反応検査及びブツク反応検査	一検査につき	四十円
1	皮内反応検査	〃	四十円
六	免疫血清検査	〃	四十円
(二)	薬剤耐性検査	一種目につき	三百六十円
(一)	一般検査	〃	百八十円
2	培養検査	〃	四十円
(三)	特殊染色検査	〃	四十円
(二)	普通染色検査	〃	四十円
(一)	無染色、単染色検査	一検査につき	四十円
1	顕微鏡検査	〃	四十円
五	細菌検査	〃	五十円
5	血液像検査	〃	八十円
4	血球計算	〃	三十円
3	血色素検査	〃	四十円
2	赤血球沈降速度検査	〃	七十円
(二)	血糖検査	〃	七十円

八	レントゲン診断	一枚につき	百円
1	エックス線間接写真診断(六十ミリメートル)	〃	百二十円
2	〃 (七十ミリメートル)	〃	百二十円
3	エックス線直接写真診断(大角)	〃	七百五十円
4	〃 (大四ツ切)	〃	六百五十円
5	〃 (四ツ切)	〃	六百円
6	〃 (六ツ切)	〃	五百円
7	〃 (八ツ切)	〃	四百円
8	〃 (カビネ)	〃	三百円
9	透視診断	〃	百円
10	断層像 (大四ツ切)	一枚千四百二十円。二枚目から一枚につき百五十円	〃
11	〃 (四ツ切)	一枚千三百九十円。二枚目から一枚につき百十円	〃
12	〃 (六ツ切)	一枚千三百五十円。二枚目から一枚につき八十円	〃
13	〃 (八ツ切)	一枚千三百三十円。二枚目から一枚につき六十円	〃
14	〃 (カビネ)	一枚千三百十円。二枚目から一枚につき四十円	〃
15	胃ガン集団検査	一件につき	六百円
16	歯科写真診断(標準型)	〃	二百五十円

(造影剤を使用するものにあつては百五十円)

鳥取県告示第二百十号

次に掲げる告示は、昭和四十四年三月三十一日限り廃止する。

昭和四十四年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 昭和三十一年三月鳥取県告示第百三十二号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額について）
- 二 昭和三十一年五月鳥取県告示第百八十七号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額の減額について）
- 三 昭和三十一年五月鳥取県告示第百五十二号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額の減額について）
- 四 昭和三十三年四月鳥取県告示第百七十号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額の減額について）
- 五 昭和三十六年十一月鳥取県告示第百六十五号（鳥取県保健所及び鳥取県衛生研究所の使用料、手数料の額の減額について）